

子供と家族・若者応援団表彰実施要綱

平成22年5月27日
内閣総理大臣決定
平成26年4月11日
一部改正
平成27年4月30日
一部改正

1 目的

この表彰は、子供・若者を育成支援する活動及び子育てと子育てを担う家族を支援する活動において顕著な功績があった企業、団体又は個人を顕彰し、もって、子供・若者の健やかな成長に資することを目的とする。

2 表彰の対象

次の活動に取り組み、極めて顕著な又は特に顕著な功績のあった企業、団体又は個人

- (1) 子供・若者を育成支援する活動
- (2) 子育てと子育てを担う家族を支援する活動

3 表彰者

- (1) 極めて顕著な功績があったと認められる者 内閣総理大臣
- (2) 前項(1)に該当する活動で、特に顕著な功績があったと認められる者 内閣府特命担当大臣(青少年育成)
- (3) 前項(2)に該当する活動で、特に顕著な功績があったと認められる者 内閣府特命担当大臣(少子化対策)

4 表彰の方法

表彰状及び副賞

5 表彰の時期

表彰は、年一回行う。

6 被表彰者の決定

内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(青少年育成)及び内閣府特命担当大臣(少子化対策)は、関係府省、都道府県、指定都市等から推薦された者のうちから、選考委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

7 表彰の事務

表彰に関する事務は、内閣府子ども・子育て本部の協力を得て、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)において行う。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)が、内閣府子ども・子育て本部統括官に協議の上、定める。

附 則

「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰実施要綱(平成19年8月25日内閣総理大臣決定)は、廃止する。

未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー実施要綱

〔平成28年2月18日〕
〔内閣総理大臣決定〕

1 目的

この表彰は、子供や若者が、地域や社会の輝く未来に向けて行った社会貢献活動において、顕著な功績があった個人又は団体を顕彰し、もって、子供・若者の健やかな成長に資することを目的とする。

2 表彰の対象

社会貢献活動に取り組み、極めて顕著な又は特に顕著な功績のあった個人又は団体

3 表彰者

- (1) 極めて顕著な功績があったと認められる者 内閣総理大臣
- (2) 特に顕著な功績があったと認められる者 内閣府特命担当大臣（青少年育成）

4 表彰の方法

表彰状及び副賞

5 表彰の時期

表彰は、年一回行う。

6 被表彰者の決定

内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣（青少年育成）は、関係府省、都道府県及び指定都市等から推薦された者のうちから、選考委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

7 表彰の事務

表彰に関する事務は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において行う。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が定める。

附 則

- 1 社会貢献青少年表彰実施要綱（平成22年5月27日内閣府特命担当大臣決定）は、廃止する。
- 2 社会貢献青少年表彰実施要綱（平成22年5月27日内閣府特命担当大臣決定）に基づき、平成27年度に推薦された者については、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー実施要綱（平成28年2月18日内閣総理大臣決定）に基づき推薦された者とみなす。

子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業実施要綱

平成 22 年 5 月 27 日
内閣府特命担当大臣決定
平成 26 年 4 月 11 日
一 部 改 正
平成 27 年 4 月 30 日
一 部 改 正

1 目的

我が国の全ての子供・若者が健やかな成長を遂げるためには、子供・若者や子育てを担う家族に対して、政府はもとより、学校、職場、地域等それぞれが役割を分担しながら適切に支援していくことが求められる。

そこで、子供・若者を育成支援する活動及び子育てと子育てを担う家族を支援する活動を広く紹介することにより、同様の活動を行っているものやこれから行おうとするものの参考に供することとする。

2 紹介の対象

次の活動に取り組み、広く社会に紹介するに足ると認められる企業、団体又は個人

- (1) 子供・若者を育成支援する活動
- (2) 子育てと子育てを担う家族を支援する活動

3 紹介事例の決定等

- (1) 紹介事例は、「子供と家族・若者応援団表彰実施要綱」（平成 22 年 5 月 27 日内閣総理大臣決定）に基づき関係府省等から推薦された者のうちから、選考委員会の意見を聴いて、2（1）に該当する活動については内閣府特命担当大臣（青少年育成）が、2（2）に該当する活動については内閣府特命担当大臣（少子化対策）が、決定する。
- (2) 紹介事例の選考に関する事務は、内閣府子ども・子育て本部の協力を得て、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が行う。

4 紹介の方法

内閣府は、内閣府ホームページへの掲載等により、紹介事例の広報・啓発を行うものとする。

5 盾の授与等

内閣府特命担当大臣は、紹介の対象となった者に対し、「チャイルド・ユースサポート章」として、記念の盾を授与するとともに、その趣旨を記した書状を交付する。

6 その他

この要綱の実施に関し必要な事項は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が、内閣府子ども・子育て本部統括官に協議の上、別に定めるものとする。